

平成 29 年 11 月 6 日

都道府県医師会
医療安全担当理事 殿

日本医師会
常任理事 今村 定臣
常任理事 市川 朝洋

医薬品副作用被害救済制度等の広報等の周知について（協力依頼）

医薬品副作用被害救済制度は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成 14 年法律第 192 号）に基づく公的制度であり、医薬品の副作用等により入院が必要な程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行うものです。

今般、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）理事長より、救済制度の更なる周知への協力依頼および、研修等での講師派遣活用について連絡がありました。

研修会等での講師派遣活用および、救済制度の内容については、下記のとおり電話による相談窓口が設けられているほか、PMDA ホームページにも情報が掲載されております。

また、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室長からも、同制度に関する本年 12 月までの集中広報について、別添のとおり本会宛て協力依頼がありましたので、併せてお知らせ致しますとともに、貴会管下会員へのご周知にご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

【担当部署：医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部企画管理課】

◆出前講座についてのお問い合わせ窓口

電話番号： 03-3506-9460

Eメール： kyufu@pmda.go.jp

◆救済制度に関する相談窓口

電話番号： 0120-149-931（フリーダイヤル）

受付時間：（月～金）9時～17時（祝日・年末年始を除く）

Eメール： kyufu@pmda.go.jp

◆PMDA ホームページ『医薬品副作用被害救済制度等に関する講演（出前講座）』

URL： <http://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0051.html>

・集中広報の実施内容

○全国の新聞への広告掲載

○全国でのテレビスポット CM

○Web 広告（「医薬品副作用被害救済制度特設サイト」への誘導）

（http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html）

○医療関係専門誌への広告掲載 など

以上



薬機発第 1010049 号
平成 29 年 10 月 10 日

公益社団法人 日本医師会長 殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
理事長 近藤 達也



医薬品副作用被害救済制度等の広報について（協力依頼）

時下、ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）では、医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度（以下「救済制度」という。）について、広く国民の皆様にご周知いただくとともに、医師、薬剤師等の医療関係者の皆様には救済制度について理解を深めていただき、救済制度利用への「橋渡し」となっているよう広報活動を行っているところであります。

広報活動の一環として、平成 29 年 10 月 10 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室長通知「独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する健康被害救済制度に関する集中広報の周知について（協力依頼）」（別添参照）にもありますように、PMDA からリーフレットのほか、広報資料を無料で提供するとともに、ご依頼のあった医療機関や自治体などに PMDA 職員を講師として派遣し、救済制度に関する講演（以下「出前講座」という。）を実施しておりますので、是非ご活用くださるようお願い申し上げます（PMDA 職員の派遣については、交通費、謝礼金等は一切いただいております）。

なお、出前講座に関するお問い合わせにつきましては、以下のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

また、救済制度の内容につきましては、電話による相談窓口を設けておりますほか、PMDA ホームページにも救済制度に関する情報を掲載しておりますので、併せてご活用いただくとともに、貴会会員の皆様にも周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【担当部署：健康被害救済部 企画管理課】

◆出前講座についてのお問い合わせ窓口

電話番号：03-3506-9460

Eメール：kyufu@pmda.go.jp

◆救済制度に関する相談窓口

電話番号：0120-149-931（フリーダイヤル）

受付時間：（月～金）9時～17時（祝日・年末年始を除く）

Eメール：kyufu@pmda.go.jp

◆PMDA ホームページ『医薬品副作用被害救済制度等に関する講演（出前講座）』

URL：http://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0051.html

薬生副発 1010 第 1 号
平成 29 年 10 月 10 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
医薬品副作用被害対策室長
(公 印 省 略)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する健康被害
救済制度に関する集中広報の周知について（協力依頼）

平素より厚生労働行政の推進にご協力を賜り感謝申し上げます。

健康被害救済制度は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成 14 年法律第 192 号）に基づく公的制度であり、医薬品の副作用等により入院が必要な程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行うものです。

医薬品の副作用等で健康被害に遭われた方が適切に救済給付を受けるためには、広く国民や医療機関に制度を認知していただく必要があり、制度の周知に努めているところです。

制度の実施主体である独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）では、毎年、10 月 17 日から 23 日までの「薬と健康の週間」をはじめ、12 月までの約 3 か月間を「健康被害救済制度集中広報期間」として、国民及び医療関係者向けに、制度の認知度向上を目的としたキャンペーンを展開しており、今年度も下記のような広報を実施することとしております。

つきましては、貴職においてご了知のうえ、貴管内市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び医療機関（都道府県立病院及び市町村立病院を含む。）などに周知していただくとともに、広報誌等に掲載していただきますようご協力お願い申し上げます。

また、機構では、リーフレットその他、広報資料を無料で配布しており、機構のホームページからもダウンロードすることができます。さらに、職員を講師として医療機関や自治体に派遣し、健康被害救済制度に関する講演（出前講座）を実施していますので、ご活用ください。

（広報資料）<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0001.html>
（出前講座）<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0051.html>

記

集中広報の実施内容

- 全国の新聞への広告掲載
- 全国でのテレビスポットCM
- Web 広告（「医薬品副作用被害救済制度特設サイト」への誘導）
(http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html)
- 医療関係専門誌への広告掲載 など

※ 別添にて今年度実施する広報に使用する原稿をお送りします。広報誌に掲載するなどのために電子媒体をご希望の場合には、機構または当室までご連絡ください。

（本件に関する照会先）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部企画管理課

○資料請求・出前講座についてのお問い合わせ窓口

電話番号：03-3506-9460

Eメール：kyufu@pmda.go.jp

○救済制度に関する相談窓口

電話番号：0120-149-931（フリーダイヤル）

受付時間：（月～金）9時～17時（祝日・年末年始を除く）

Eメール：kyufu@pmda.go.jp

（本件通知担当者）

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室

増川（内線2717）、野原（内線2718）

（代表電話）03-5253-1111、（直通電話）03-3595-2400

Eメール 増川 masukawa-naoki@mhlw.go.jp

野原 nohara-keita@mhlw.go.jp

薬生副発 1010 第 2 号
平成 29 年 10 月 10 日

(別記) 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
医薬品副作用被害対策室長

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する健康被害
救済制度に関する集中広報の周知について（協力依頼）

平素より厚生労働行政の推進にご協力を賜り感謝申し上げます。

健康被害救済制度は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成 14 年法律第 192 号）に基づく公的制度であり、医薬品の副作用等により入院が必要な程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行うものです。

医薬品の副作用等で健康被害に遭われた方が適切に救済給付を受けるためには、広く国民や医療機関に制度を認知していただく必要があります、制度の周知に努めているところです。

制度の実施主体である独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）では、毎年、10 月 17 日から 23 日までの「薬と健康の週間」をはじめ、12 月までの約 3 か月間を「健康被害救済制度集中広報期間」として、国民及び医療関係者向けに、制度の認知度向上を目的としたキャンペーンを展開しており、今年度も下記のような広報を実施することとしております。つきましては、貴職においてご了解のうえ、会報誌に掲載するなど、貴法人等の会員及び役職員又は管下の医療機関等に周知くださいますようお願い申し上げます。

また、機構では、リーフレットその他、広報資料を無料で配布しており、機構のホームページからもダウンロードすることができます。さらに、職員を講師として自治体や医療機関に派遣し、健康被害救済制度に関する講演（出前講座）を実施していますので、ご活用ください。

（広報資料）<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0001.html>

（出前講座）<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0051.html>

記

集中広報の実施内容

- 全国の新聞への広告掲載
- 全国でのテレビスポットCM
- Web 広告（「医薬品副作用被害救済制度特設サイト」への誘導）
（http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html）
- 医療関係専門誌への広告掲載 など

※ 別添にて今年度実施する広報に使用する原稿をお送りします。会報誌に掲載するなどのために電子媒体をご希望の場合には、機構または当室までご連絡ください。

（本件に関する照会先）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部企画管理課

○資料請求・出前講座についてのお問い合わせ窓口

電話番号：03-3506-9460

Eメール：kyufu@pmda.go.jp

○救済制度に関する相談窓口

電話番号：0120-149-931（フリーダイヤル）

受付時間：（月～金）9時～17時（祝日・年末年始を除く）

Eメール：kyufu@pmda.go.jp

（本件通知担当者）

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室

増川（内線2717）、野原（内線2718）

（代表電話）03-5253-1111、（直通電話）03-3595-2400

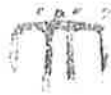
Eメール 増川 masukawa-naoki@mhlw.go.jp

野原 nohara-keita@mhlw.go.jp

(別記)

公益社団法人 日本医師会 会長
公益社団法人 日本歯科医師会 会長
公益社団法人 日本薬剤師会 会長
一般社団法人 日本病院薬剤師会 会長
公益社団法人 日本看護協会 会長
一般社団法人 日本医療法人協会 会長
公益社団法人 全日本病院協会 会長
公益社団法人 全国自治体病院協議会 会長
公益社団法人 日本精神科病院協会 会長
一般社団法人 日本病院会 会長
独立行政法人 国立病院機構 理事長
独立行政法人 労働者健康安全機構 理事長
公益社団法人 全国国民健康保険診療施設協議会 会長
一般社団法人 全国公私病院連盟 会長
社会福祉法人 恩賜財団済生会 会長
日本赤十字社 社長
国家公務員共済組合連合会 理事長
社会福祉法人 北海道社会事業協会 会長
全国厚生農業協同組合連合会 会長
健康保険組合連合会 会長
全国健康保険協会 理事長
独立行政法人 地域医療機能推進機構 理事長
一般社団法人 日本保険薬局協会 会長
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 理事長
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 理事長
国立研究開発法人 国立がん研究センター 理事長
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 理事長
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 理事長
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 理事長

(順不同)



薬生副発1010第2号
平成29年10月10日

公益社団法人 日本医師会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
医薬品副作用被害対策室長



独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する健康被害
救済制度に関する集中広報の周知について（協力依頼）

平素より厚生労働行政の推進にご協力を賜り感謝申し上げます。

健康被害救済制度は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）に基づく公的制度であり、医薬品の副作用等により入院が必要な程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行うものです。

医薬品の副作用等で健康被害に遭われた方が適切に救済給付を受けるためには、広く国民や医療機関に制度を認知していただく必要があり、制度の周知に努めているところです。

制度の実施主体である独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）では、毎年、10月17日から23日までの「薬と健康の週間」をはじめ、12月までの約3か月間を「健康被害救済制度集中広報期間」として、国民及び医療関係者向けに、制度の認知度向上を目的としたキャンペーンを展開しており、今年度も下記のような広報を実施することとしております。つきましては、貴職においてご了解のうえ、会報誌に掲載するなど、貴法人等の会員及び役職員又は管下の医療機関等に周知くださいますようお願い申し上げます。

また、機構では、リーフレットその他、広報資料を無料で配布しており、機構のホームページからもダウンロードすることができます。さらに、職員を講師として自治体や医療機関に派遣し、健康被害救済制度に関する講演（出前講座）を実施していますので、ご活用ください。

（広報資料）<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0001.html>

（出前講座）<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0051.html>

記

集中広報の実施内容

- 全国の新聞への広告掲載
- 全国でのテレビスポットCM
- Web 広告（「医薬品副作用被害救済制度特設サイト」への誘導）
（http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html）
- 医療関係専門誌への広告掲載 など

※ 別添にて今年度実施する広報に使用する原稿をお送りします。会報誌に掲載するなどのために電子媒体をご希望の場合には、機構または当室までご連絡ください。

（本件に関する照会先）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部企画管理課

○資料請求・出前講座についてのお問い合わせ窓口

電話番号：03-3506-9460

Eメール：kyufu@pmda.go.jp

○救済制度に関する相談窓口

電話番号：0120-149-931（フリーダイヤル）

受付時間：（月～金）9時～17時（祝日・年末年始を除く）

Eメール：kyufu@pmda.go.jp

（本件通知担当者）

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室

増川（内線2717）、野原（内線2718）

（代表電話）03-5253-1111、（直通電話）03-3595-2400

Eメール 増川 masukawa-naoki@mhlw.go.jp

野原 nohara-keita@mhlw.go.jp

お薬は
ちゃんと
使っていますか?

医薬品 副作用被害 救済制度

お薬は
ちゃんと
使っていますか?

ドクターQ

お薬を使うすべての方に
知ってほしい制度です。

お薬は正しく使っていても、
副作用の起る可能性があります。
万一、入院治療が必要になるほどの健康被害がおきたとき、
医療費や年金などの給付をおこなう
公的な制度があります。

救済制度
相談窓口

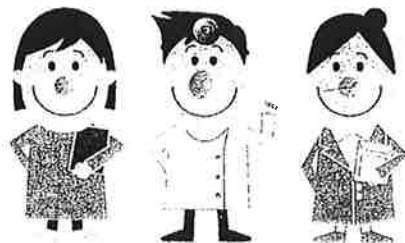
0120-149-931

詳しくは 副作用 救済 または PMDA 検索

finda

厚生労働省 医薬品医療機器総合機構

医薬品 副作用被害 救済制度



ドクトルQ



お薬を使うすべての方に
知ってほしい制度です。

お薬は正しく使っても、副作用の起きる
可能性があります。万一、入院治療が
必要になるほどの健康被害がおきたとき、
医療費や年金などの給付をおこなう
公的な制度があります。いざという時のために、
暮らしに欠かせないお薬だから
あなたもぜひ知っておいてください。

救済制度
相談窓口

◎救済制度についての詳細は、PMDAにご相談ください。

 0120-149-931

電話番号をよくお確かめのうえ、おかけください。

受付時間：午前9：00～午後5：00/月～金

(祝日・年末年始をのぞく)

Eメール：kyufu@pmda.go.jp

詳しくは

副作用 救済

または

PMDA

で

検索

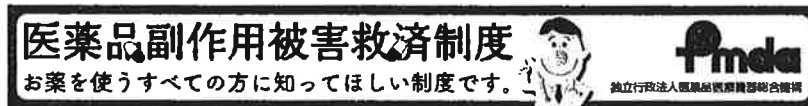
(別添3) バナー原稿



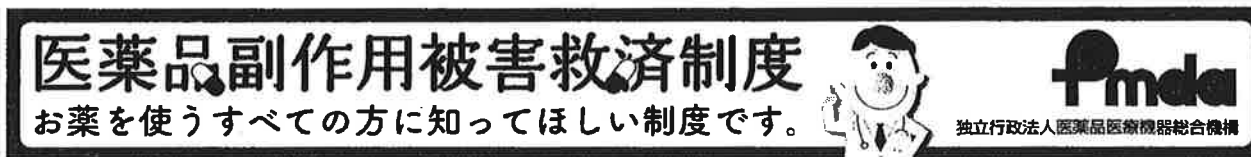
①レクタングル (大) / 左右 936px × 天地 280px



⑤レクタングル / 左右 300px × 天地 250px



②バナー / 左右 468px × 天地 60px



③ビッグバナー / 左右 728px × 天地 90px



④ワイドスカイスクレイパー / 左右 180px × 天地 600px